
吸収分割に係る事後備置書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条に基づく書面)

(吸収分割)

2021 年 7 月 1 日

楽天グループ株式会社

JP楽天ロジスティクス合同会社

2021年7月1日

楽天グループ株式会社
代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

J P 楽天ロジスティクス合同会社
代表社員 楽天グループ株式会社
職務執行者 小森 紀昭

楽天グループ株式会社（以下「楽天」といいます。）と J P 楽天ロジスティクス合同会社（以下「J P 楽天ロジスティクス」といいます。）とは、2021年5月28日付吸収分割契約書（以下「本件吸収分割契約書」といいます。）に基づき、楽天を吸収分割会社、J P 楽天ロジスティクスを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

（会社法施行規則第189条第1号）

2021年7月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第189条第2号）

- (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過（吸収分割をやめることの請求）
本件吸収分割は、会社法第784条の2但し書きに定める場合に該当するため、株主には会社法第784条の2の規定に基づく請求権がございません。
- (2) 会社法第785条の規定による手続の経過（反対株主の株式買取請求）
本件吸収分割は、会社法第785条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。
- (3) 会社法第787条の規定による手続の経過（新株予約権買取請求）
楽天は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、会社法第787条の規定による手続は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

楽天は、会社法第 789 条の規定に従い、2021 年 5 月 31 日付官報及び電子公告により、本件吸収分割に係る債権者に対する異議申述公告を行いました。異議申述期限までに債権者から異議の申し出はありませんでした。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 799 条の規定による手続の経過

（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 会社法第 799 条の規定による手続の経過（債権者の保護）

J P 楽天ロジスティクスには、知れたる債権者がいないため、各別の催告は行っておりません。

4. 吸収分割により承継した重要な権利義務

（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

該当事項はありません。

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日

（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 7 月 1 日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上